

陳情第3号

陳 情 書

選挙における視覚障がい者への情報保障および 当事者参画によるアクセシブル情報提供体制整備に関する陳情書

陳情趣旨

視覚障がい者が、選挙に関する情報を公平かつ円滑に取得し、自らの意思により安心して投票へ参加できる環境整備を推進していただくとともに、候補者一覧情報や選挙公報等のアクセシブルデータ作成について、視覚障がい当事者団体等の知見を活用した情報提供体制の整備をご検討いただきたく、陳情いたします。

日本国憲法第15条において、選挙権は国民固有の権利として保障されております。また、障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）第29条では、障がい者が他の者と平等に政治及び公的活動へ参加できることが求められております。さらに、障害者基本法、障害者差別解消法、情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法等においても、障がい者に対する情報取得機会の確保および合理的配慮の提供が重要な責務として位置付けられております。しかしながら、現在の選挙においては、視覚障がい者に対する情報提供が十分とは言えず、

- ・ 候補者情報を読むことが難しい
- ・ 候補者や政策の比較検討が困難である
- ・ 選挙公報等を十分に確認しづらい
- ・ 投票所において必要な支援内容に差がある
- ・ 情報取得に家族や周囲の支援を必要とする場合がある

など、多くの課題が存在しております。このような状況は、情報取得機会の格差につながるだけでなく、障がいの有無に関わらず平等に政治参加できる社会の実現という観点からも、大きな課題であると考えております。近年、国においては、デジタル社会形成基本法、デジタル田園都市国家構想、自治体DX推進計画、情報バリアフリーの推進、SDGs（誰一人取り残さない社会の実現）などが進められており、行政情報のアクセシビリティ向上は、全国的に重要性を増しております。選挙における情報保障は、単なる福祉施策ではなく、民主主義への参加を支える極めて重要な取り組みであり、すべての住民が安心して参政権を行使できる環境整備につながるものであります。特に、候補者一覧情報や選挙公報等については、

- ・音声データ
- ・テキストデータ（拡大文字対応）
- ・点字データ
- ・音声読み上げに対応したデータ（HTML 等）
- ・自治体公式ホームページにおける Web アクセシビリティ（JIS X 8341-3 適合等）の確保
- ・視覚障がい者が自力で検知・利用しやすい音声コード（NaviLens や Uni-Voice 等）等の二次元コードを活用したスマートフォン対応データ

など、視覚障がい者が利用しやすい形式で提供されることが重要であります。また、実際に利用する視覚障がい当事者が作成・確認・検証等に関わることで、読みやすさ、分かりやすさ、誤読防止、音声読み上げへの適合、スマートフォン操作性、アクセシビリティ品質などの向上につながり、形式的ではない、実効性の高い情報保障体制の構築が可能になるものと考えております。さらに、このような取り組みは、

- ・高齢者を含む多様な住民への情報提供改善
- ・行政 DX 推進
- ・災害時情報保障への応用
- ・地域共生社会の推進
- ・当事者参加型行政の推進
- ・視覚障がい者の就労機会創出および社会参加推進

にも寄与するものと考えております。つきましては、誰もが平等に情報へアクセスし、自らの意思で安心して選挙へ参加できる社会の実現に向け、下記事項についてご配慮くださいますよう陳情申し上げます。

陳情項目

- 1 視覚障がい者に対する選挙情報保障の充実を図ること。アクセシブルなデータ提供を推進するとともに、自治体公式ホームページにおける Web アクセシビリティの向上を図ること。
- 2 投票所における合理的配慮および支援体制の充実を図ること。
- 3 選挙時におけるアクセシブルデータ作成および確認業務について、形式的なものに留めず実効性を担保するため、視覚障がい当事者団体等への委託やその知見を活用した体制整備を検討すること。

- 4 視覚障がい当事者団体との継続的な協議および意見交換の場を設けること。
- 5 情報アクセシビリティ向上に関する取り組みについて、行政 DX および地域共生社会推進の観点も踏まえた継続的な検討を行うこと。

令和 8 年 6 月 1 8 日

山形県山形市若宮 2 丁目 8 番 24 号
特定非営利活動法人
山形県視覚障害者福祉協会
会長 鈴木 勝利

寒河江市議会
議長 柏 倉 信 一 様